

公立大学法人名桜大学教育職員の選考に関する規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、名桜大学学則(平成6年4月1日制定)第5条第2項の規定及び公立大学法人名桜大学上級准教授の呼称付与に関する規程(平成26年6月20日制定)に基づき、公立大学法人名桜大学の教授、上級准教授、准教授、助教及び助手(以下「教員」という。)の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 教員の候補者には、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 個人調書(履歴書)
- (2) 健康診断書
- (3) 最終学歴の修了(卒業)証明書
- (4) 教育研究業績書
- (5) 推薦状
- (6) その他本学が必要と認める書類

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、教育研究上の業績を有する者
- (2) 教育研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学等において教授、又は准教授相当の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 体育、その他実務系教員については、特殊な技能に秀で、教授、又は准教授相当の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(上級准教授の資格)

第4条 上級准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学等において准教授相当の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 修士以上の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 体育、その他実務系教員については、特殊な技能に秀で、准教授又は助教相当の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専門分野について、優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授若しくは上級准教授となることのできる者
- (2) 専門分野について教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 大学等において三年以上助教又はこれに準ずる教育職員としての経歴がある者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条、第4条又は前条に規定する教授、上級准教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）又は専門職学位を有する者
- (3) 専門分野について、知識及び経験を有する者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

(研究業績等の評点)

第8条 研究業績等の評点は次の基準により、評価する。

- (1) 国際学会誌論文は4点、国内学会中央誌論文は3点とする。
- (2) 国内学会地方誌論文は、2点とする。
- (3) 大学紀要論文は、2点とする。
- (4) 準学会誌論文は、1点とする。
- (5) 著書（訳書を含む。）については、その内容及び分野に応じ評価する。
- (6) 学会における講演や抄録などの報告書は、考慮する。ただし准学会誌の論文の半分とし、合計2点までとする。
- (7) 科学研究費等の外部資金の獲得状況については、内容に応じて考慮する。
- (8) 専門分野について、特に優れた知識や経験については考慮する。

2 前項第1号から第6号の評点については、筆頭者以外は半分以上とする。

(研究業績等の基準)

第9条 教員候補者の研究業績は、第8条の規定に基づいて評価し、職階は下記の点数を基準とする。

- (1) 教授は、25点以上
- (2) 上級准教授は、15点以上
- (3) 准教授は、12点以上
- (4) 助教は、6点以上

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、職員人事調整委員会及び教育研究審議会の議を経て、学

長が定める。

- 2 学長は、前項の規定による改廃を行った場合には、理事会に報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月25日）

この内規は、平成28年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月25日）

この規程は、平成30年7月25日から施行する。

別表1 (第8条関係)

【研究業績評価基準表】

種別	規定	内容	評点		
研究業績	第8条 (1)	国際学会誌論文(原著相当)	筆頭4点	第2著者2点、第3著者1点 第4著者以降は0.5点	
		国内学会中央誌論文(原著相当)	筆頭3点	第2著者1.5点、第3著者0.7点、 第4著者以降は0.3点	
	第8条 (2)	国内学会地方誌論文(原著相当)	筆頭2点	第2著者1点、第3著者0.5点、 第4著者以降は0.2点	
	第8条 (3)	大学等の紀要論文(原著相当)	筆頭2点	第2著者1点、第3著者0.5点、 第4著者以降は0.2点	
	第8条 (4)	準学会誌の論文	筆頭1点	第2著者0.5点、第3著者 0.2点、4著者以降は0.1点	
	第8条 (5)	学術研究書	単著12点	<ul style="list-style-type: none"> ・共著者については内容および全頁数の割合に応じて点数化する ・編著者については1点加点する 	
		一般書	単著5点		
		教科書	単著5点		
		翻訳書	単訳書5点		共訳者については内容および全頁数の割合に応じて点数化する
	第8条 (6)	学会における講演や抄録などの報告書	筆頭0.5点	共著者の配点なし 上限2点までとする	
	第8条 (7)	科学研究費等の外部資金(代表)の獲得状況	500万以上3点 100~500万2点 ~100万円1点	研究分担及び研究協力者0点	
	第8条 (8)	体育系教員	オリンピック(パラリンピック)・世界選手権相当の国際大会への出場		8点(国際学会誌原著論文 2本分相当)
			日本選手権・日本学生選手権相当の大会での優勝		6点(国内中央誌原著論文 2本分相当)
全国ベスト8、西日本選手権相当の大会での優勝				3点(国内中央誌原著論文 1本分相当)	

			九州選手権・九州学生選手権相当の地区大会での優勝	1.5 点
		その他実務系教員	当該専門分野の実務経験年数	1～3 点
			当該専門分野の管理職等の経験有	3 点
			当該専門分野における関連業績や実績、専門的資格等	1～2 点
			当該専門分野における報告書等	各 0.5 点とし上限 8 点までとする。

※原著論文に相当しない論文等については、評価を 0.5 から 0.8 かけとする。

※体育系教員については、教員本人の競技実績及び指導者としての実績の 2 種類を評価の対象とする。ただし、評価をする場合、各職階において原著論文に相当する筆頭論文 1 編または筆頭著書 1 編を必要とする。

※準学会誌には I S B N 付雑誌に掲載された査読無論文（例：紀要査読無論文、依頼原稿、研究報告、資料）等が含まれる。